

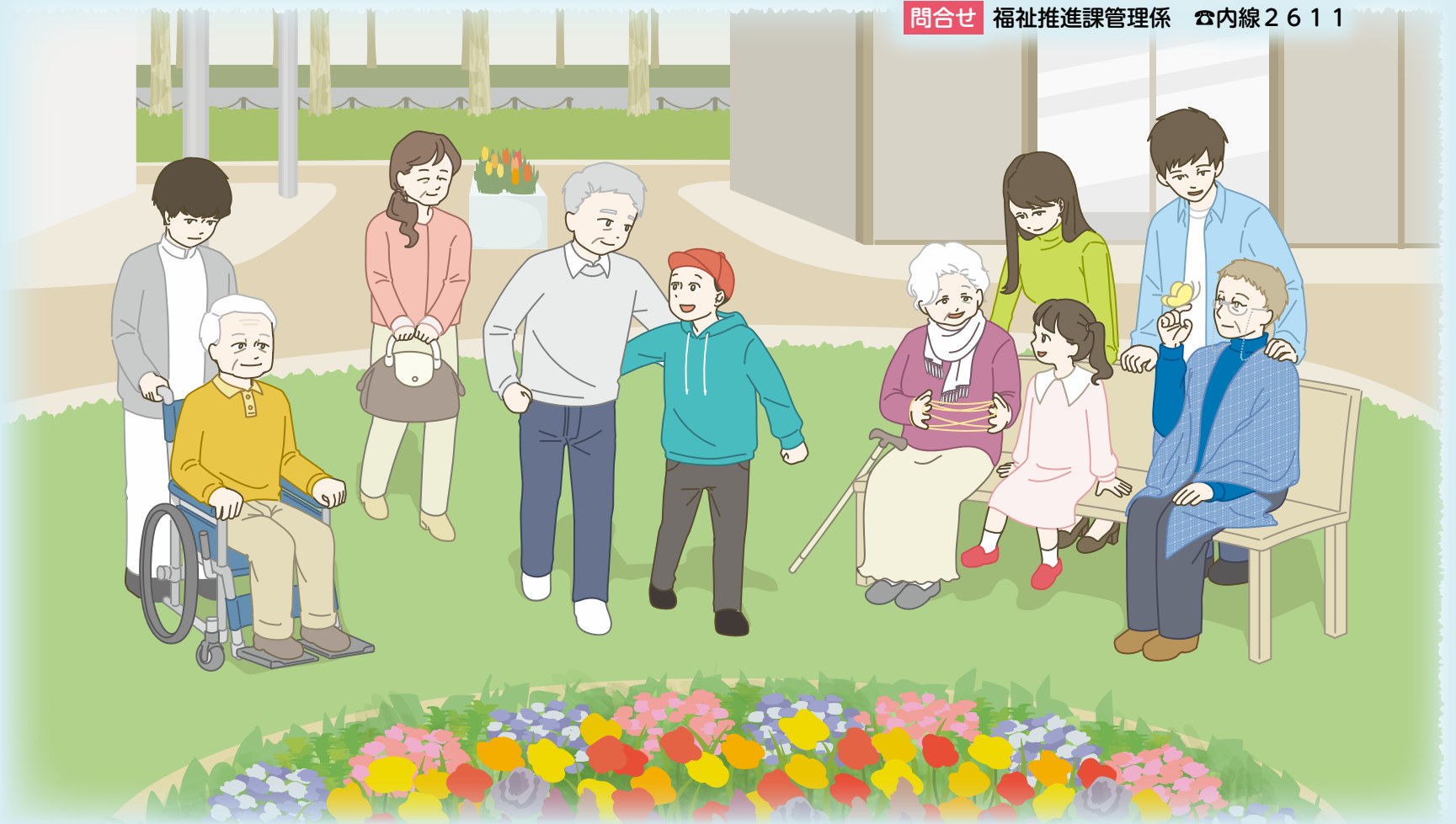
- 2面…第9期プランの施策の推進
- 3面…第9期荒川区介護保険事業計画の策定
- 4面…令和6年度から介護保険料を改定します

第9期荒川区高齢者プランを策定

誰もが安心して暮らせる 「生涯健康都市あらかわ」の実現に向けて

区では、令和6～8年度の3か年を計画期間とする「第9期荒川区高齢者プラン」を策定しました。
今号では、第9期プランの概要（施策の推進・介護保険事業計画）、介護保険料の改定内容等について、お知らせします。

問合せ 福祉推進課管理係 ☎内線2611



高齢者プランとは

老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画および介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定し、3年に一度改定しています。

第9期プランの全文は

第9期プランの全文は、区役所2階福祉推進課・地下1階情報提供コーナー、荒川区ホームページで閲覧できます。
なお、4月以降、情報提供コーナーで、冊子を有償頒布（1冊580円）します。

▶「安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して

こうして、令和5年度に作成した「第9期荒川区高齢者プラン」では、これまで掲げてきた地域包括ケアシステムの5本柱（生活支援・介護予防・介護・住まい・医療）に沿った基本方針を継承しつつ、地域で安心して住み続けるために必要な施策を一層推進します。特に、新型コロナウイルス感染症により停止していた地域活動を再開し、生きがいづくりにつなげるとともに、介護ニーズの高まりにより喫緊の課題となっている、介護人材の確保・定着を進めます。

区は、今後も第9期プランに掲げた施策や事業を着実に推進し、基本方針に掲げる「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して、全力で取り組んでまいります。

令和5年1月1日現在の、28・6%である我が国の高齢化率は、2040年には34・8%まで増加することが見込まれています。

一方、区においても、令和5年10月1日現在、高齢化率は、22・5%であり、今後も長期的に増加することが推計されます。このような状況において、より一層、介護予防や介護事業者支援を推進し、区民ひとり一人が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせ、誰もが安心して暮らせる活気ある地域社会を構築していくことが求められています。



荒川区長
西川 太一郎
にしかわ たいちろう

第9期プランの施策の推進

第9期プランでは、第8期プランにおいて地域包括ケアシステムの5本柱に沿って設定した5つの基本方針を承継しつつ、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えること、また、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等さまざまなニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少すること等を見据えた施策等を検討・推進し、誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現を目指します。

問合せ 福祉推進課管理係 ☎内線2611

基本理念

健康づくりで元気に 自立を目指して ともに支え合って 地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ

基本方針と施策の方向

基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取り組み

- 施策の方向**
- 就労・生涯学習の推進
 - 地域活動へ向けた場づくりの支援
 - 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化
- 重点事業**
- ふれあい料・活サロン補助事業
 - 地域パートナー団体、担い手の育成・支援
 - 高齢者みまもりネットワーク事業

基本方針2 介護予防と健康づくりの推進

- 施策の方向**
- 健康づくりの推進
 - 効果的な介護予防の推進
 - 認知症と共生する地域づくりと予防
- 重点事業**
- 荒川ころばん・せらばん・あらみん体操（荒川区健康づくり体操）
 - 荒川ころばん体操リーダー養成・支援
 - 介護予防・生活支援サービス事業
 - 認知症に関する普及啓発・予防・個別支援

基本方針3 介護サービスの充実

- 施策の方向**
- 介護人材の確保・定着・育成の強化
 - 介護サービス基盤の整備
 - 介護者への支援
- 重点事業**
- 介護サービス事業者における人材の確保・定着支援
 - 区立特別養護老人ホームの管理運営
 - ケアラーへの支援

基本方針4 高齢者の住まいの確保

- 施策の方向**
- 住まいへの支援
 - 住まいの確保
 - バリアフリー化の促進
- 重点事業**
- 民間賃貸住宅の入居等の支援
 - 高齢者・重度要介護者の防災対策
 - 民間主導による高齢者向け住宅の整備支援

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

- 施策の方向**
- 在宅医療と介護の連携
 - 地域包括支援センターの機能の充実
 - 尊厳ある生活の支援
- 重点事業**
- 医療と福祉の連携推進事業
 - 地域包括支援センター事業
 - 高齢者虐待対策事業
 - 成年後見事業

第9期高齢者プラン(素案)への主な意見の概要および区の考え方

パブリックコメントの実施結果について、主な内容をお知らせします。
【募集期間】 令和5年12月5日～25日（21日間）
【意見総数】 17人（33件）

生活支援

- 意見の概要
老人福祉センターのように、参加できる通いの場を近くにもっと増やしてほしい。
- 区の考え方
高齢者の皆様が地域の身近な場所に通える場、憩える場の必要性を認識しており、今後も高齢者向けのサロンの充実、ふれあい館における高齢者向け事業の拡充を図ってまいります。
- プランへの反映
すでに記載

介護

- 意見の概要
認知症当事者を尊重し、「徘徊」という言葉の使い方を配慮してほしい。
- 区の考え方
認知症本人や家族に配慮し、徘徊という言葉をはかの言葉で置き換えています。
- プランへの反映
修正追記

住まい

- 意見の概要
都市型軽費老人ホームについて周知広報してほしい。
- 区の考え方
65歳以上の方がいる世帯に戸別配布している「まるごとシニアガイド」に、都市型軽費老人ホームについて対象者や区内施設一覧を掲載しているところです。引き続き、多くの方が選択肢の1つとして検討できるよう、普及啓発に努めてまいります。
- プランへの反映
すでに記載

第9期荒川区介護保険事業計画の策定

国の指針や介護保険制度の改正、第8期計画の実績等を踏まえて、令和6～8年度の介護保険事業運営に必要なサービス量や保険給付費等を推計しています。

問合せ 介護保険課介護給付係 ☎内線2431

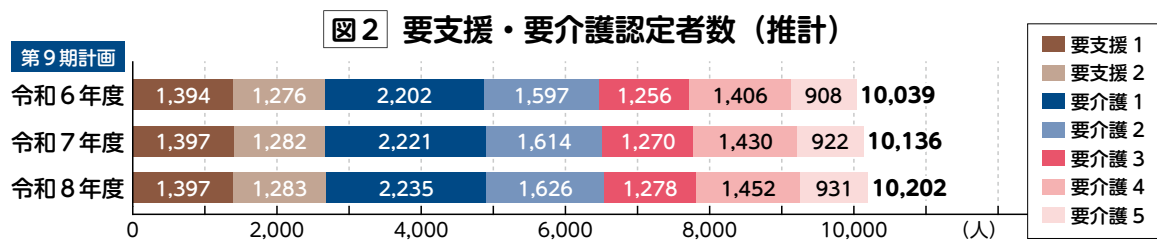
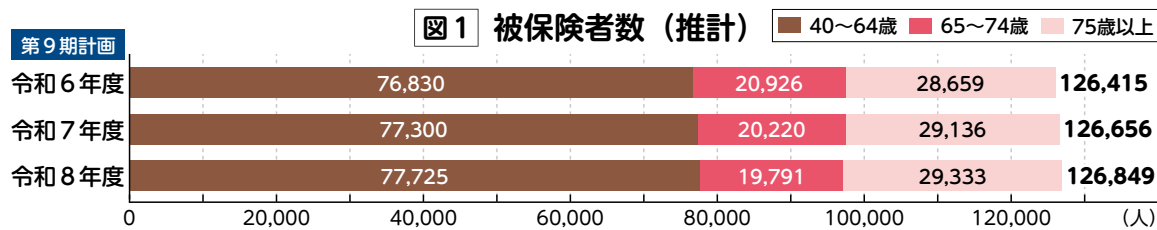
被保険者数および認定者数の推計

●被保険者数の推計

65歳以上の方（第1号被保険者数）は減少傾向で推移し、40～64歳の方（第2号被保険者数）はおおむね増加傾向で推移する見込みです。また、65歳以上の方のうち、75歳以上の後期高齢者数については、増加していく見込みです（図1）。

●要支援・要介護認定者数の推計

要介護等認定者数は、増加傾向で推移する見込みです（図2）。



介護保険サービスの推計

●居宅サービス

居宅サービスにおける各サービスの保険給付の実績は全体的に横ばいまたは増加傾向で推移していますが、特に「訪問看護」や「居宅療養管理指導」等の医療ニーズに対応したサービスは大きく増加しており、第9期計画においても増加する見込みです。

●地域密着型サービス

地域密着型サービスのうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」※1、「看護小規模多機能型居宅介護」※2および「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」※3は、特に計画的に整備を進める必要があるため、本計画において整備目標数を定めて、整備を進めていきます。
※1 介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられるサービス
※2 利用者の状況に合わせて、「通い」「訪問」（介護と看護）「泊まり」を柔軟に受けられるサービス
※3 定員29人以下の小規模な特別養護老人ホーム

●施設サービス

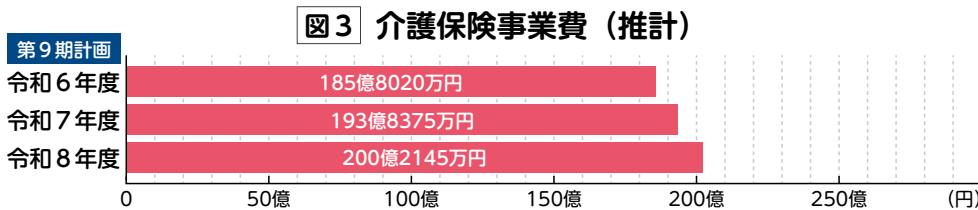
施設サービスの保険給付の実績は、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設がおおむね横ばいで推移しており、介護医療院が増加傾向となっています。第9期計画では、実績等を踏まえ、増加傾向と見込んでいます。

●地域支援事業

地域包括支援センターの体制整備や生活支援コーディネーターの配置等により、地域支援事業の実績はおおむね増加傾向となっています。第9期計画では、認知症基本法の制定を踏まえ、認知症施策推進計画を策定するとともに、認知症の普及啓発や早期発見にむけた対応を推進していきます。

●介護保険事業費

65歳以上の方（第1号被保険者数）の減少や要介護等認定者数の増加に伴い、介護保険事業に係る費用は増加する見込みです（図3）。



介護給付適正化の取り組み

介護給付適正化の取り組みを進めることで、介護サービスを必要とする方を適切に認定し、認定を受けた方が必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促します。区では、介護給付適正化について、平成20年度から開始しており、第9期計画においても以下3事業の取り組みを推進していきます。

●要介護認定の適正化

要介護認定に係る適正な調査、介護認定審査会における公正な審査判定を実施し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

●ケアプラン等の点検

ケアマネジャーが作成するケアプランについて、区職員等の第三者が点検および支援を行い、真に必要なサービスが提供されるよう改善します。
また、住宅改修予定の方のご自宅の状況等の確認を行うことで、不適切または不要な改修を防止するほか、適切な福祉用具の利用を進めます。

●医療情報との突合・縦覧点検

提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見します。また、受給者の入院情報と介護給付情報を突合し、医療と介護の重複請求等の請求誤りの是正を図ります。

令和6年度から介護保険料を改定します

介護保険事業の運営に必要な費用の推計を基に、65歳以上の方（第1号被保険者）の第9期（令和6～8年度）介護保険料を定めました。

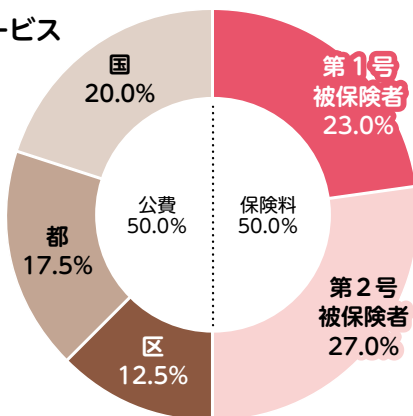
問合せ 介護保険課介護給付係 ☎内線2431

介護保険事業費(標準給付費)の財源

介護保険事業の運営に必要な費用は、**図1**のとおり、50%が公費（税金）で、残りの50%が被保険者の介護保険料で賄われています。

被保険者の介護保険料の負担割合は、65歳以上の方（第1号被保険者）が23%、40～64歳の方（第2号被保険者）が27%となっています（この割合は、介護保険事業計画期間ごとに全国の人口比率により定められます）。

施設サービス



その他サービス

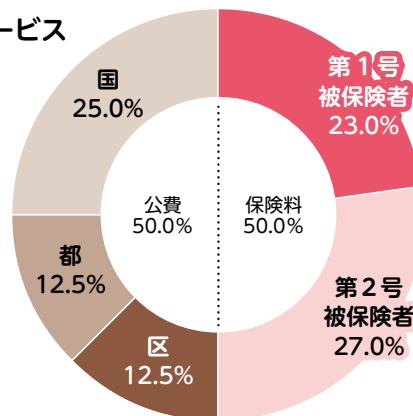


図1 標準給付費の財源

介護保険料の算定の考え方

第9期の3年間ににおける介護保険事業の運営に必要な費用は約579億8540万円（**3面の図3**）の見込みです。この介護保険事業費を基に、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の標準保険料額（第5段階）を算出すると、第9期は月額7544円（第8期：6822円）となりますが、これまで積み立てた基金（介護給付費準備基金）から10億8900万円を取り崩し、保険料の上昇を抑制しています。

65歳以上の方の介護保険料

上記のとおり介護給付費準備基金を取り崩した結果、第9期の標準保険料（第5段階）の月額は、7544円から624円の抑制が図られ、6920円となりました（第8期：6480円）。

この標準保険料額を基に、所得等の段階（15段階）に応じた介護保険料を算定し、令和6～8年度における所得段階別の介護保険料を**下表**のとおり決定しました。

段 階	対象者	第9期保険料年額（ ）内は月額
第1段階	▶生活保護受給者 ▶高齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の方 ▶世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万1591円（1799円）
第2段階	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	3万7368円（3114円）
第3段階	世帯全員が区民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方	5万6883円（4740円）
第4段階	本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	7万 584円（5882円）
第5段階	本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、第4段階以外の方	8万3040円（6920円）
第6段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	9万1344円（7612円）
第7段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	10万7952円（8996円）
第8段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	12万8712円（1万726円）
第9段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	15万3624円（1万2802円）
第10段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	18万6840円（1万5570円）
第11段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	22万8360円（1万9030円）
第12段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	26万5728円（2万2144円）
第13段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	27万4032円（2万2836円）
第14段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2000万円以上3000万円未満の方	28万2336円（2万3528円）
第15段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が3000万円以上の方	29万 640円（2万4220円）

※第1段階から第3段階は、国の保険料負担軽減措置を反映した保険料